

① 現場管理者の設定

<視聴は以下をクリック>



現場契約情報の登録には、現場担当者の設定が必須です。事業者責任者または階層管理者を現場担当者に設定することも可能ですが、事前の現場管理者作成、設定がお勧めです。

現場管理者は、担当現場の現場契約情報の変更、施工体制登録、「建レコ」の設定等が可能です。

また、設定は無料で、複数の現場担当者に設定することも可能です。CCUSの現場運用を多くの方が行えます。

<マニュアルは右をクリック> [現場管理者の設定](#)

② 現場・契約情報の登録方法

<視聴は以下をクリック>



「現場・契約情報の登録」とは、元請け事業者が各現場ごとにその現場の「現場情報」「契約情報」「工事情報」の三つの情報を登録することです。

「現場情報」は必ず登録、「契約情報」「工事情報」は必要に応じて登録します。

これらの情報は下位の協力事業者からも閲覧できるので、全て入力すると現場全体での情報の共有化を図ることができます。

<マニュアルは右をクリック> [現場・契約情報の登録](#)

③ 施工体制登録

<視聴は以下をクリック>



「施工体制登録」は、現場に入場する事業者を上位事業者が直近下位事業者の登録をする操作です。

操作方法は、「個別登録」か「事業者間合意済登録」かによって、操作方法が一部異なります。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制登録](#)

④ 施工体制パターン登録

<視聴は以下をクリック>



CCUSの現場運用には、現場施工体制の登録が必要です。

上位事業者と下位事業者が要請と承認を行い、それぞれの現場の施工体制を登録します。上位事業者と下位事業者が「施工体制パターンの登録」を行うことで、より簡便に施工体制を登録できます。

「施工体制パターンの登録」を1回行うことで、どこの現場でもその事業者のパターンを使うことができます。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制パターンの登録](#)

⑤ 事業者間合意の要請と承認

<視聴は以下をクリック>



「事業者間合意」は、上位事業者と下位事業者が合意をすることにより、上位事業者が下位事業者に代わって手続きを行えるようになる手続きです。

<マニュアルは右をクリック> [事業者間合意の要請と承認](#)

⑥ 施工体制登録済の現場に技能者を登録する①

<動画は以下をクリック>



元請事業者が現場登録と施工体制登録を完了後、下位事業者は自社の技能者を施工体制に登録する必要があります。

一人ずつ登録する「明細登録」と、作業員名簿パターンを作成して班ごとに登録する「作業員名簿パターンからの登録」の2通りを解説しています。また、施工体制台帳などの安全書類に自動反映できる「下請負事業者情報」の<「安全衛生責任者」「主任技術者」「選任区分」>の登録も解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制に技能者を登録する①](#)

⑦ 施工体制登録済の現場に技能者を登録する②

<動画は以下をクリック>



上位事業者と下位事業者が事業者間合意を行い、下位事業者に所属する技能者が「代理手続きの同意確認」を完了していれば、上位事業者が<下位事業者の施工体制登録>と<代行技能者登録>を行うことができます。

技能者が所属事業者に対して「代理手続きの同意確認」を行う手順と、施工体制登録済の現場に下位事業者を登録する方法、またその事業者に所属する技能者を代行登録する方法を解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制に技能者を登録する②](#)

⑧ 作業員名簿パターンの登録

<動画は以下をクリック>



例示に基づき、1次事業者が、作業員名簿パターンを作成する方法について解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [作業員名簿パターンの登録](#)

⑨ 自社に所属する技能者の関連付け①要請と承認

<動画は以下をクリック>



技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録されている（技能者関連付け）必要があります。

事業者が技能者を関連付けする際に、事前に必要な変更代行申請の要請と承認について解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [①要請と承認](#)

⑩ 自社に所属する技能者の関連付け②事業者が技能者を自社に関連付けする

<動画は以下をクリック>



技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録（技能者関連付け）されている必要があります。

事業者と技能者の間で要請と承認を行い、変更代行申請が可能になった事業者が、技能者を関連付けする方法を解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [②技能者を自社に関連付け](#)

⑪ 技能者の関連付けで再申請を求められた時の対処法

<動画は以下をクリック>



技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録（技能者関連付け）されている必要があります。

所属事業者が技能者を「関連付け」する過程で、技能者情報の再申請を求められるケースについて、よくある事象と再申請の手順について解説しています。

<マニュアルは右をクリック>

[技能者関連付け再申請の対処法](#)

⑫ 現場でタッチをし忘れたときの就業履歴の蓄積方法（直接入力の方法） **NEW**

<動画は以下をクリック>



現場にキャリアアップカードをもっていくのを忘れた、現場でカードリーダーにカードタッチをするのを忘れたなど、CCUSの就業履歴が記録できなかったときはありませんか。現場以外でも、CCUSの就業履歴を蓄積することが可能です。現場で就業履歴の記録を忘れてしまった場合の就業履歴を蓄積する方法（直接入力の方法）について解説しています。

<マニュアルは右をクリック>

[現場でタッチをし忘れたときの就業履歴の蓄積方法](#)

⑬ 組織情報（階層）と組織ユーザ（階層管理者）の設定

<動画は以下をクリック>



元請事業者が現場運用を始めるにあたり、本社、支店、管轄部署などの〈組織情報〉を設定し、登録現場をその管下に置けば、所属を明確にできます。また、設定した各階層に〈組織ユーザ〉として「階層管理者」を設定すれば、管理者の権限の範囲を明確化できます。

「階層管理者」を追加すれば、1IDあたり年間11,400円のID利用料が発生しますが、運用方法をご検討いただき、会社の規模に合わせた〈組織情報〉と〈組織ユーザ〉の設定を行えば、CCUSの運用管理をよりスムーズに行うことが可能になります。

<マニュアルは右をクリック>

[組織情報（階層）と組織ユーザ（階層管理者）の設定](#)